

秋田県新型コロナ対策認証基準

1 入店時

①	発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合は、入店を断る旨を掲示し、来店時に利用客の体温測定及び体調を確認している。	<input type="checkbox"/>
②	店内入口に使用期限内の消毒設備を設置し、入店時に必ず従業員が来店者に呼びかけ、十分な量(15秒以内に乾かない程度の量)での手指消毒を実施する。	<input type="checkbox"/>
③	会話時など食事中以外のマスクの着用及び定期的な手洗い・手指消毒について、掲示又は声がけで要請をしている。	<input type="checkbox"/>
④	順番待ちの列は、間隔(最低1m)を確保するため、床に印、声がけ又は掲示で誘導を行っている。	<input type="checkbox"/>
⑤	店内の1か所に利用客が集まらないように、席を案内している。	<input type="checkbox"/>
⑥	レジ(フロント)と利用客等の間に、パーティション等(アクリル板、ビニールカーテン等の仕切りにより、飛沫を防止出来るもの)を設置している。	<input type="checkbox"/>
⑦	釣り銭トレーの使用やキャッシュレス決済により、現金の直接のやり取りを避けるようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑧	利用客に対して「秋田県版新型コロナ安心システム」の利用を促すか、連絡先の記載を行う体制を取っている。	<input type="checkbox"/>

2 施設設備の管理

⑨	<p>パーティション等の設置又は座席の間隔の確保</p> <p>次のいずれかの対策がとられていること。(同居の家族等が利用する場合を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーブル席は正面及び隣席との間並びに他のテーブルとの間にパーティション等を設けるか、1m以上の距離が確保されている。 ・ カウンター席は隣席との間にパーティション等を設けるか、1m以上の距離が確保されている。 	<input type="checkbox"/>
⑩	<p>換気の徹底</p> <p>建築物衛生法の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準(適切な維持管理を含む)を満たしている。</p> <p>建築物衛生法の対象外施設については、次のいずれかの対策が取られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 換気設備により必要換気量(一人あたり毎時30m³)を確保すること。 ・ 30分に1回以上5分程度、2方向の窓又はドアを全開にする。 <p>(換気のため窓やドアを開放している旨を掲示又は声がけを行っている)</p>	<input type="checkbox"/>
⑪	店内清掃を徹底し、多くの人の手がよく触れる箇所(ドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設備)の消毒を頻回実施している。さらにテーブル、カウンター、椅子、メニュー、タッチパネル、ベルや調味料ポットなど卓上においてあるものについては、利用客が入れ替わる都度に消毒を行う。	<input type="checkbox"/>
⑫	全ての手洗設備(客席用、トイレ用、従業員用)を自動水栓、肘式又は足踏み式とし、手指用石けん及び消毒液を設置している。また、共用のタオルは設置していない。	<input type="checkbox"/>
⑬	毎日トイレを清掃し、手がよく触れる箇所の消毒を1日に数回以上実施している。	<input type="checkbox"/>

3 利用者の感染防止対策

⑭	大皿を避け、料理を個々に提供している。又は従業員が取り分けている。	<input type="checkbox"/>
⑮	滞在時間の制限、予約制などにより、同時に多数の人が集まらないように配慮している。	<input type="checkbox"/>
⑯	大声での会話を控えるように、掲示又は声がけで要請している。	<input type="checkbox"/>
⑰	お酌や回し飲み、食器の共有を避けるように、掲示又は声がけで要請している。	<input type="checkbox"/>
⑱	トイレ使用後は、石けんによる手洗い及び手指消毒を実施するよう、掲示又は声がけで要請している。	<input type="checkbox"/>
⑲	トイレの蓋を閉めて汚物を流すように掲示で要請をしている。	<input type="checkbox"/>
㉔	喫煙室がある場合は、喫煙室は常時換気を行うとともに、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つ(2m以上)などの対策を行う。さらに喫煙室内での会話を控えるよう掲示で要請をしている。	<input type="checkbox"/>
㉕	ビュッフェ形式の場合、食品を保護するカバーを設け、トングなどの器具を定期的に洗浄消毒している。また、マスク、手袋を着用させて利用させるか、又は従業員が取り分けている。	<input type="checkbox"/>
㉖	カラオケを利用させる場合は、歌唱時にマスクを着用するよう要請し、歌唱者その他の利用客との距離は2m以上保つこと。また、カラオケマイクを使用の都度消毒している。	<input type="checkbox"/>

4 従業員の対策

㉗	感染者、濃厚接触者及びその疑いのある者は、自宅待機するなど就業を制限している。	<input type="checkbox"/>
㉘	出勤時に体温測定及び体調確認をし、異常がある場合は、就業を制限している。	<input type="checkbox"/>
㉙	1人である時を除き、就業時間中(休憩時間を含む)はマスクを着用し、大声での会話を避けている。	<input type="checkbox"/>
㉚	注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離に配慮している。	<input type="checkbox"/>
㉛	頻回かつ適切な手洗いを実施している。	<input type="checkbox"/>
㉜	更衣室、休憩室については、常時換気を行うなど換気等を徹底している。(⑩と同等程度)	<input type="checkbox"/>
㉝	ユニフォーム、衣服は業務日ごとなど定期的に洗濯している。	<input type="checkbox"/>
㉞	従業員の感染が判明した場合や感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大防止策を講じるとともに、感染可能期間に利用した顧客の名簿を提出するなど、保健所の調査等に協力する。	<input type="checkbox"/>